

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

第57回新型コロナウイルス感染症対策本部を受けた基本的対処方針の変更、  
緊急事態宣言期間延長、催物の開催制限、施設の使用制限について

令和3年3月5日に開催された第57回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に発令されている緊急事態宣言の対象期間が3月21日まで延長となり、これに伴い「基本的対処方針」が改定されました。

これを受けて別添1「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について」、別添2「緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について」が、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、通知がありました。

つきましては、貴団体におかれましては、貴会会員に対し、別添1～2について、改めて実施を徹底するとともに、基本的対処方針に基づく対策の徹底、催物の開催制限、施設の使用制限、その他感染拡大の防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

[添付資料]

(別添1)「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について」

(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

別紙1 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長」

別紙2 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

(別添2)「緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について」

(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

参考1 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（2月4日付事務連絡）

参考2 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（2月26日付事務連絡）

**(別添1)及び(別添2)は下線をクリックしてご覧ください**

